

特別企画：最低賃金改定に関する埼玉県企業の意識調査**最低賃金（時給）845 円、過去最大の上げ幅****～最低賃金改定、消費回復には不十分と認識～****はじめに**

2016 年 10 月 1 日から 20 日にかけて最低賃金が改定された。埼玉県では最低賃金が 845 円で引き上げ額は 25 円、過去最大の上げ幅となった。2016 年度最低賃金の改定は、政府の「ニッポン一億総活躍プラン」や「経済財政運営と改革の基本方針 2016」（骨太の方針）、「日本再興戦略 2016」などを踏まえ、最低賃金が時給で決まるようになった 2002 年度以降で最高額の引き上げとなり、すべての都道府県で 700 円を上回る結果となった。そのため、収入増加による消費活性化などが期待される一方で、人件費上昇による企業収益の悪化などが懸念されている。¹

そこで、帝国データバンク大宮支店は、最低賃金の引き上げに関する埼玉県企業の見解について調査を実施した。調査期間は 2016 年 9 月 15 日～9 月 30 日、調査対象は 986 社で、有効回答企業数は 370 社（回答率 37.5%）。

調査結果（要旨）

1. 最低賃金の改定を受けて給与体系を「見直した（検討している）」企業は 44.1%となり、特に非正社員を多く抱える『小売』や『運輸・倉庫』、および『製造』『卸売』で 4 割を超えた。他方、「見直していない（検討していない）」企業は 43.5%で「見直した（検討している）」企業とほぼ拮抗している。
2. 従業員を実際に採用するときの最も低い時給は、県内平均で約 953 円。最低賃金（845 円）を 108 円上回る。全国では『東京』において最低賃金と採用時最低時給の差額が 165 円で最も大きかったが、差額が大きい地域は西日本が上位を占めた。
3. 今回の引き上げ額について、「妥当」と考える企業が 41.9%で最多。「妥当」は「高い」（13.5%）、「低い」（15.7%）を大きく上回り、総じて企業側に受け入れられている様子がうかがえる。
4. 自社の業績に対する影響では、「影響はない」が 57.6%で最多。「プラスの影響がある」は 1.4%にとどまった一方、「マイナスの影響がある」は 26.5%と 2 割を超えた。
5. 今後の消費回復への効果について、「ある」と考える企業は 11.1%にとどまる一方、「ない」は 50.8%と半数を超え、消費回復に対しては懐疑的な見方をする企業が多数を占める。

¹ 最低賃金制度とは、国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度。改定後の最低賃金は全国平均で 25 円引き上げられ、地域別では都道府県ごとに 21～25 円引き上げられ時給 714～932 円となる（産業別最低賃金等は別途定められる）。

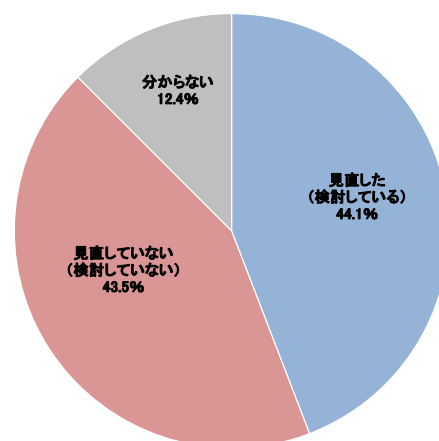
1. 企業の 44.1%が給与体系を「見直し」

最低賃金の改定を受けて、自社の給与体系について見直しの有無を尋ねたところ、「見直した（検討している）」企業が 44.1%となった²。他方、「見直していない（検討していない）」企業は 43.5%で両者拮抗する結果となった。全国では見直した（検討している）企業が 35.0%にとどまっており、最低賃金改定への対応として県内企業は積極的に給与体系を見直す動きが見てとれ、最低賃金が比較可能な 2002 年以降で最大の上げ幅となった影響が如実に表れる結果となった。

給与体系を「見直した（検討している）」とした企業を業界別に見ると、トップは『運輸・倉庫』が 67.9%にのぼった。『小売』も 6 割近くに達し、非正社員の雇用割合が高く、最低賃金の引き上げが直接的に給与体系の見直しにつながっている様子がうかがえる。以下、『製造』（48.0%）、『卸売』（43.5%）が 4 割を超えた一方、『不動産』は 2 割台にとどまるなど、業界間で大きく対応が異なった。

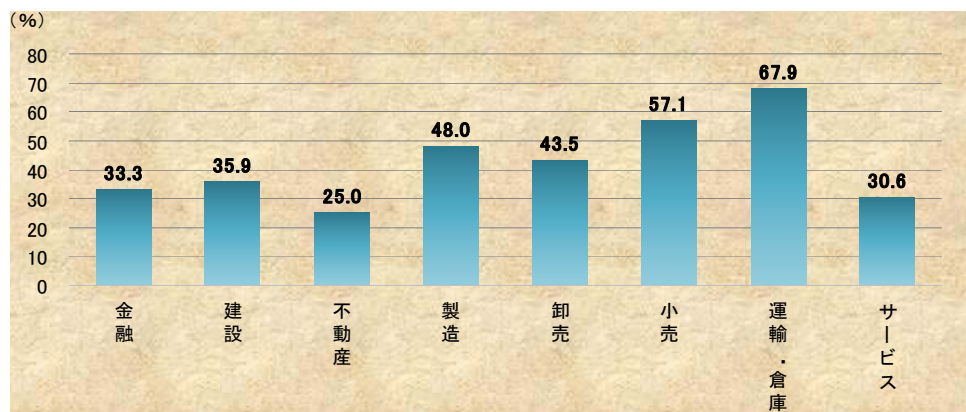
給与体系を見直した理由について、企業からは「求人活動を他社より有利に進めるため」（中小企業・建設）や「従業員の定着率を上げるとともに、会社の実力の底上げのために従業員のスキルアップを図りたい」（小規模企業・不動産）、「周辺の同業他社の賃金も上がり、人手不足には賃金アップが欠かせない」（中小企業・製造）といった声があがっており、人手不足が強まるなか最低賃金改定は人材確保に影響を与えている様子がうかがえる。特に東京都に隣接する埼玉県では地元の人材が賃金の高い都内企業に流れることを防ぐためにも賃金へのこだわりは必須とみられる。

給与体系見直しの有無



注：母数は有効回答企業370社

給与体系を「見直した」企業の割合 ～業界別～



² 給与体系の見直しについて、正社員、非正社員（パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など）の雇用形態は問わず、回答を求めた。

2. 従業員採用時の最も低い時給は平均 953 円、最低賃金を 108 円上回る

従業員を実際に採用するときの最も低い時給を尋ねたところ、県内平均は約 953 円となり、埼玉県の改定後の最低賃金 845 円を 108 円上回る金額となった³。

都道府県別で比較すると、改定された最低賃金と採用時の平均時給の差額が最大だったのは『東京都』で、差額は+165 円（採用時最低時給約 1,097 円）となった。以下、『島根県』（+162 円、同 880 円）や『沖縄県』（+161 円、同 875 円）、『鹿児島県』（+159 円、同 874 円）、『福岡県』（+156 円、同 921 円）が続き、西日本を中心に最低賃金と採用時の最低時給の差額が大きくなっている。また、両者間の乖離率をみると 7 県が 2 割以上となったものの、東日本では原発事故からの復旧が続く『福島県』が乖離率 21.5%と高水準となった。

制度として定められている最低賃金と、採用時の最も低い時給の実態との間で乖離がみられ、とりわけ地域間の格差が顕著に表れる結果となった。

最低賃金と採用時最低時給～都道府県別～

(単位:円、%)

都道府県	2016年度 最低賃金 時間額	採用時 最低時給	差額	乖離率 (%)	都道府県	2016年度 最低賃金 時間額	採用時 最低時給	差額	乖離率 (%)
北海道	786	896	110	14.0	滋賀	788	936	148	18.8
青森	716	808	92	12.8	京都	831	958	127	15.3
岩手	716	832	116	16.2	大阪	883	988	105	11.9
宮城	748	882	134	17.9	兵庫	819	949	130	15.9
秋田	716	814	98	13.7	奈良	762	895	133	17.5
山形	717	851	134	18.7	和歌山	753	859	106	14.1
福島	726	882	156	21.5	鳥取	715	841	126	17.6
茨城	771	894	123	16.0	島根	718	880	162	22.6
栃木	775	921	146	18.8	岡山	757	907	150	19.8
群馬	759	885	126	16.6	広島	793	908	115	14.5
埼玉	845	953	108	12.8	山口	753	881	128	17.0
千葉	842	971	129	15.3	徳島	716	848	132	18.4
東京	932	1,097	165	17.7	香川	742	886	144	19.4
神奈川	930	1,045	115	12.4	愛媛	717	850	133	18.5
新潟	753	876	123	16.3	高知	715	862	147	20.6
富山	770	902	132	17.1	福岡	765	921	156	20.4
石川	757	889	132	17.4	佐賀	715	834	119	16.6
福井	754	882	128	17.0	長崎	715	858	143	20.0
山梨	759	893	134	17.7	熊本	715	826	111	15.5
長野	770	895	125	16.2	大分	715	839	124	17.3
岐阜	776	893	117	15.1	宮崎	714	807	93	13.0
静岡	807	915	108	13.4	鹿児島	715	874	159	22.2
愛知	845	972	127	15.0	沖縄	714	875	161	22.5
三重	795	939	144	18.1	全体	823	958	135	16.4

注1: 2016年度最低賃金時間額は、「地域別最低賃金、産業別最低賃金」(厚生労働省ホームページ)

注2: 採用時最低時給は、小数点第1位を四捨五入したもの

注3: 乖離率は、2016年度最低賃金時間額と比べた採用時最低時給の乖離率

注4: 集計可能な企業を対象に算出

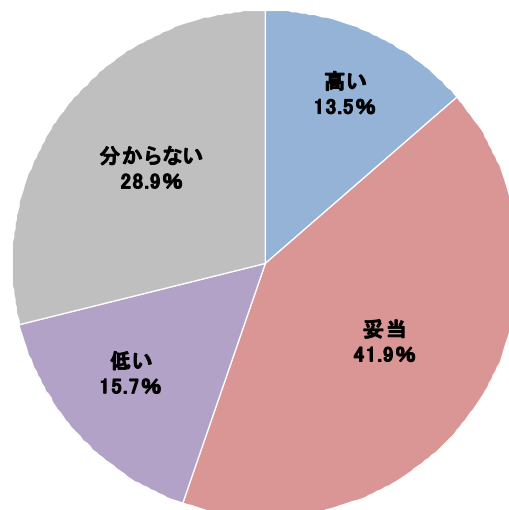
注5: 母数は有効回答企業1万292社

³ 従業員を採用するときの最も低い時給として、次の条件で回答を求めた。(1) 正社員、非正社員(パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など)の雇用形態は問わない、(2) 日給、週給、月給などの場合、時給に換算する。

3. 引き上げ額、「妥当」と考える企業が4割で最多

今回の最低賃金の引き上げ額は、労働者やその家族が最低限度の生活を維持していくうえで、妥当と思うか尋ねたところ、「妥当」と回答した企業が41.9%にのぼり、「低い」(15.7%)を26.2ポイント上回った。「高い」は13.5%にとどまっており、人件費の増加要因となる改定にもかかわらず、今回の最低賃金の引き上げ額は総じて受け入れられている様子が見えてくる。

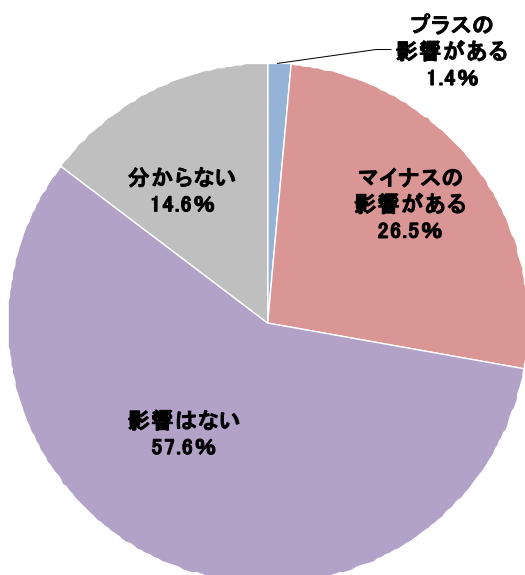
引き上げ額の妥当性



注：母数は有効回答企業370社

4. 業績への影響、企業の57.6%が「影響はない」と認識

自社業績への影響



注：母数は有効回答企業370社

今回の最低賃金の引き上げで、自社の業績にどのような影響があるか尋ねたところ、「影響はない」と回答した企業が57.6%で最多となり、概ね経営に支障なしとする企業が大勢を占めた。他方、「プラスの影響がある」は1.4%にとどまったのに対し、「マイナスの影響がある」は26.5%と2割を超え、全国平均の21.7%を上回っており、最低賃金引き上げが自社の業績に与える影響を懸念する企業が比較的多くみられた。

企業からは「最低賃金が政府主導で一方的すぎる。中小企業の経営には重石になっている」（中小企業・製造）や「東京に近いので最低賃金がどうしても上がってしまうが、県単位で決めてしまうのはおかしい」「県南と県北とでは条件が違いすぎる」（中小企業・卸売）といった声もあがっている。

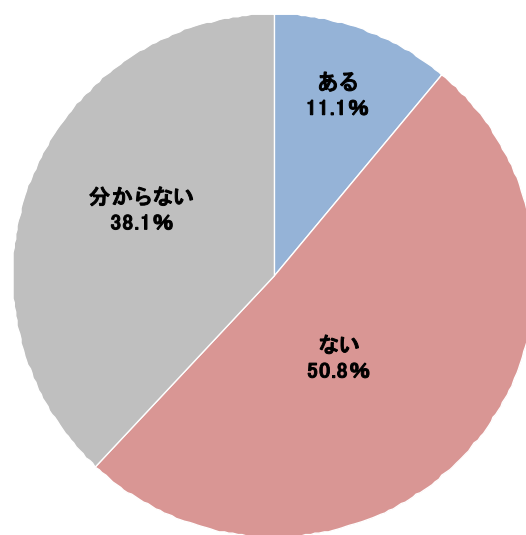
5.消費回復への効果、半数を超える企業で懐疑的

今回の最低賃金の引き上げは、今後の消費回復に効果があるか尋ねたところ、「ある」と回答した企業は11.1%だった一方、「ない」は50.8%と半数を超えた。最低賃金の引き上げが、消費の回復に結びつくか懐疑的に考えている企業が多数を占める結果となった。

企業からは、「景気回復には賃金向上と働き方の点で労働時間を減らすことが連動して必要、賃金が上がり自由時間が増えれば消費が増える」（大企業・建設）や「最低賃金の底上げだけでは意味がないし、購買につながるとは思えない。企業がトレンドに沿った業務改革を行い、新たな資金、業務の確保を行うことが必要である」（中小企業・製造）といった、賃金改定のみでは効果的な消費回復にはつながらないという意見があがった。また、最低賃金の対象となるのは賃金の低いパート勤務層が主体となるが、「扶養控除対象の収入 103 万円の壁が大きな問題で、パートの働くことができる時間がますます減少し雇用側が困る」（中小企業・製造）との声もある。

「最低賃金を上げることにより、低所得層の収入が伸びることが期待でき、努力した方が報われる社会構造になってほしい」（中小企業・運輸・倉庫）といった声も聞かれた。

今後の消費回復への効果



注：母数は有効回答企業370社

まとめ

2016年10月に改定された埼玉県の最低賃金は時給845円、今回の引き上げ額（25円）は2002年度以降で過去最大となった。都道府県別時給金額ランキングでは東京（932円）、神奈川（930円）、大阪（883円）に次いで愛知（845円）とともに全国第4位。

今回の改定を受けて県内企業の44.1%が給与体系の見直しを実施（検討含む）しており、全国平均（35.0%）に比べ積極的に取り組んでいる。また、最低賃金の引き上げが自社の業績に「影響はない」とする企業が過半数を占めたが、「マイナスの影響がある」と考えている企業も2割を超えており、群馬・栃木に近い県北では経営環境も厳しく、最低賃金引き上げの負担感が大きい企業もある。

一方、従業員を採用する際の県内企業の最低時給は953円で、最低賃金の845円を108円上回っている。最低賃金の地域間格差は幾分縮小したとされるものの、実際の採用時の賃金には依然

として乖離が生じていることが明らかとなった。

本調査によれば、今回の改定が消費回復への影響はないとする回答が過半数となったが、2014年の消費増税後個人消費の弱含みが続く中で、最低賃金の引き上げが最も影響する低所得者層の消費マインド向上につながることを願って止まない。

企業規模区分

中小企業基本法に準拠するとともに、全国売上高ランキングデータを加え、下記のとおり区分。

業界	大企業	中小企業(小規模企業を含む)	小規模企業
製造業その他の業界	「資本金3億円を超える」かつ「従業員数300人を超える」	「資本金3億円以下」または「従業員300人以下」	「従業員20人以下」
卸売業	「資本金1億円を超える」かつ「従業員数100人を超える」	「資本金1億円以下」または「従業員数100人以下」	「従業員5人以下」
小売業	「資本金5千万円を超える」かつ「従業員50人を超える」	「資本金5千万円以下」または「従業員50人以下」	「従業員5人以下」
サービス業	「資本金5千万円を超える」かつ「従業員100人を超える」	「資本金5千万円以下」または「従業員100人以下」	「従業員5人以下」

注1: 中小企業基本法で小規模企業を除く中小企業に分類される企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが上位3%の企業を大企業として区分

注2: 中小企業基本法で中小企業に分類されない企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが下位50%の企業を中小企業として区分

注3: 上記の業種別の全国売上高ランキングは、TDB産業分類(1,359業種)によるランキング

【内容に関する問い合わせ先】

株式会社帝国データバンク 大宮支店 情報部
TEL 048-643-2146 FAX 048-645-7578

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。

当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。報道目的以外の利用につきましては、著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。